

# 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

平成28年3月

大衡村

# 大衡村における女性職員の活躍の推進に関する事業主行動計画

平成28年 3月23日

大 衡 村 長  
大衡村議会議長  
大衡村教育委員会

大衡村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、大衡村長、大衡村議会議長、大衡村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標を達成するための取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

目標1. 平成31年度までに、採用者の女性割合を、平成25年度～平成27年度実績（22%）より8%以上引き上げ、3割以上にする。

取組：積極的にPRを行い、イメージアップを図るとともに、ホームページ・広報紙等を通して採用試験実施の周知を図る。

目標2. 平成31年度までに、女性の採用試験受験者を、平成25年度～平成27年度の実績（29%）より1%以上引き上げ、3割以上にする。

取組：積極的にPRを行い、イメージアップを図るとともに、ホームページ・広報紙等を通して採用試験実施の周知を図る。

目標 3. 平成 31 年度までに管理職クラスにある職員に占める女性割合を、平成 25 年度～平成 27 年度の実績（12%）より 8%引き上げ 2 割以上にする。

取組：管理監督者向けの研修を積極的に受講させ、将来の管理職員の育成を図る。

目標 4. 平成 31 年度までに、育児休業を取得する男性職員の実績をつくる。

取組：男性が育児休業を取得できる職場環境の整備を図る。

目標 5. 平成 31 年度までに、男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 80%以上にする。

取組：制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働きかける。

目標 6. 平成 31 年度までに、女性職員の育児休業の取得割合を 80%以上にする。

取組：制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働きかける。

目標 7. 平成 31 年度までに、時間外勤務の年間平均時間を、平成 26 年度の実績（50H）より 10%減少させ 45H にする。

取組：業務に応じた人事の適正配置・職員採用、業務の簡素化・合理化に努め、定時退庁日の実施など時間外勤務の縮減を図る。